



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月18日火曜日 第1947号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 187

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 189

土地改良区役員の就退任の届出(2件)..... 189

町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧..... 190

監視伝染病発生予防検査の実施..... 190

監視伝染病の発生予防のための注射の実施..... 191

保安林予定森林にする旨の通知..... 191

付保義務の発生..... 192

付保義務の消滅..... 192

建設業者の営業の停止命令..... 192

建設業者の許可の取消し..... 192

道路の区域変更(県道中野川総津線)..... 193

道路の供用開始(")..... 193

道路の供用開始(県道岩城環状線)..... 193

開発行為に関する工事の完了..... 194

愛媛県土地利用基本計画の変更の要旨の公表..... 194

公 告

技能検定の合格者..... 194

告 示

○愛媛県告示第386号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
富士シリシア化学株式会社
愛知県春日井市高蔵寺町2丁目1846番地
代表取締役 高橋 誠治
- 事業場の名称及び所在地
富士シリシア化学株式会社愛媛工場
八幡浜市保内町川之石7番耕地131番地3
- 特定施設に関する事項
ろ過施設(No.1ろ過器、No.2ろ過器)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第27号 イろ過施設
特定施設の能力	1基1日当たり100トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約1ヶ月

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	約8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~8.0 最大 3.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 48
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	1基当たり 通常 50 最大 60	

4 汚水等の処理施設に関する事項 中和沈殿ろ過処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年4月		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和沈殿処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製及び鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦10メートル 横20メートル 高さ3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後

よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.5 最大 1.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5	通常 1.0 最大 1.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 100 最大 300	通常 50 最大 120
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 25	通常 10 最大 25
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 300 最大 400	通常 300 最大 400

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 7.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0.6 最大 1.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 120
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 25
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 300 最大 400

(2) No.2排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 7.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6.0 最大 6.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 13
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15

	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 7 最大 7

(3) No.3排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 7.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 13
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2 最大 2

(4) No.4排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 7.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 13
	窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
	りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3 最大 3

(5) No.5排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 7.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 13
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1 最大 0.5
汚水等の 1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 3

○愛媛県告示第 387 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町 8 番 8 号	大規模小売店舗の名称	イオン新居浜ショッピングセンター	イオンモール新居浜	平成19年 9月22日	平成20年 2月21日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者	イオンモール株式会社 代表取締役 川戸義晴	イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行	平成19年 3月23日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオン株式会社ほか 41社	イオン株式会社ほか 44社	平成19年 6月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 388 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、越智郡菊間町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	吉 井 豊	今治市菊間町浜762番地

○愛媛県告示第 389 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 功	東温市西岡206番地
"	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
"	渡 部 宗 清	東温市志津川1249番地 2
"	和 田 敏 明	東温市志津川72番地
"	中 野 進 弘	東温市志津川687番地
"	宮 内 秀	東温市志津川74番地 1
"	高 塚 荘 一	東温市志津川636番地 4
"	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
"	掛 水 一 男	東温市西岡153番地
"	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	須 川 辰 司	東温市西岡156番地
"	黒 河 満 樹	東温市樋口774番地

〃	和田 康 良	東温市樋口283番地
〃	相 原 道 則	東温市樋口741番地
監 事	山 内 国 義	東温市志津川1259番地
〃	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
〃	和 田 久 弘	東温市樋口930番地
〃	和 田 一 弥	東温市西岡1058番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 清 美	東温市志津川645番地
〃	伊 賀 功	東温市西岡206番地
〃	和 田 隆 夫	東温市樋口833番地
〃	森 省 三	東温市志津川514番地
〃	武 智 昭 一	東温市志津川692番地
〃	松 本 哲 郎	東温市志津川1868番地
〃	氏 家 武 雄	東温市横河原184番地
〃	高須賀 四 郎	東温市志津川813番地
〃	大 西 時 男	東温市樋口1126番地 2
〃	加 藤 幸 寿	東温市樋口86番地12
〃	和 田 定 一	東温市樋口1251番地
〃	岡 本 孝 弘	東温市西岡780番地
〃	大 西 喜 良	東温市西岡454番地
〃	花 山 順 一	東温市西岡160番地
監 事	伊 藤 正 夫	東温市志津川1822番地
〃	寺 澤 房 和	東温市志津川113番地
〃	和 田 久 弘	東温市樋口930番地
〃	伊 藤 卓 雄	東温市西岡66番地

○愛媛県告示第 390 号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村上地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村上地区）変更計画書の写し
- (2) 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年 3月19日から 4月16日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第 391 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並び実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	四国中央市、新居浜市、今治市（旧越智郡を除く）、松山市（旧北条市、旧中島町に限る）、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、北宇和郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市（野村町大野ヶ原、城川町、宇和町に限る）
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第 2 項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬	県下一円
2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	
3 その他知事の指定する馬	

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第392号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成20年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚	県下一円
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	

2 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第393号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市則之内字上永野甲2112の1、甲2114の1、甲2114の2、字中畦ヨリ瀧倉丙737の3、丙737の7

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上永野甲2114の1・甲2114の2・字中畦ヨリ瀧倉丙737の3・丙737の7（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市窪野町乙508の7、乙508の68、乙508の70、乙508の72から乙508の75まで、乙508の195、乙508の197、乙508の198

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

窪野町乙508の7・乙508の70・乙508の72から乙508の75まで・乙508の197（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町大角蔵360の1、363

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 394 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(宇和島地方局管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第 395 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成16年3月愛媛県告示第537号)による保険に付すべき義務は、平成20年3月17日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(宇和島地方局管内)

岩松加入区

○愛媛県告示第 396 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 日 年 月	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	営業の停止を命 じた建設業の種 類	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ず る原因となった事 実
(般-19)第46 19号	平成19年 5月10日	株式会社 篠原鉄筋	篠原 喜文	新居浜市船木5095 - 1	平成20年 3月18日	鉄筋工事業	平成20年 3月18 日から平成20年 3月24日 (7日間)	株式会社篠原鉄筋は、二次下 請人として施工に携わった観音 寺市発注の豊浜町総合体育館新 築工事において、建設業の許可 を受けていない者と許可を要す る建設工事の下請契約を締結し、 また、当該工事現場に配置する 主任技術者を専任の者としなけ ればならないにもかかわらず、 当該専任の義務を怠り、さらに、 三次下請負人である個人事業主 を自社の二次下請工事における 主任技術者であるとする虚偽の 報告を行った結果、本来行っ べき当該三次下請契約に関する元 請への通知を怠った。

○愛媛県告示第 397 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(特-17)第10031号	平成17年 12月16日	㈱新建設	玉井 久視	松山市喜与町1-5-5	平成20年 2月5日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 しゆんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第15766号	平成17年 6月30日	米田鋳金店	米田 照伸	宇和島市三間町是能662	平成20年 2月7日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止
(般-14)第15250号	平成15年 2月19日	岡本建設(有)	岡本 勝行	松山市勝岡町154-2	平成20年 2月8日	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 18) 第6323号	平成18年 8月18日	友新(株)	浜田 洋輔	新居浜市新田町3 - 2 - 18	平成20年 2月12日	機械器具設置工事業 熱絶縁工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第12999号	平成17年 3月13日	長尾建設(有)	長尾 三郎	松山市浅海原甲184	平成20年 2月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第15011号	平成19年 5月14日	フェンス松山	和田 善樹	松山市馬木町1002 - 6	平成20年 2月12日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第15855号	平成17年 11月28日	(有)たくみ工業	中村 美子	宇和島市保田甲936 - 1	平成20年 2月12日	土工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第10608号	平成19年 9月1日	北浜工業(株)	魚本 清司	八幡浜市郷4 - 374 - 3	平成20年 2月13日	は装工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 16) 第7022号	平成17年 1月22日	(有)大和工業	菊池 武	宇和島市高串1 - 631 - 1	平成20年 2月21日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(特 - 18) 第598号	平成19年 1月25日	大蔵建設(株)	佐伯 碩也	松山市北条1180	平成20年 2月25日	土工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15269号	平成15年 3月20日	(株)富士産業	大西富士一	四国中央市金田町半田甲320 - 1	平成20年 2月25日	土工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 は装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第 398 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中野川総津線	伊予郡砥部町総津1632番 3 から 同町総津1634番 2 まで	旧	メートル 3.0 ~ 5.5	キロメートル 0.200	
			新	14.0 ~ 53.8	0.200	

○愛媛県告示第 399 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中野川総津線	伊予郡砥部町総津1632番 3	平成20年 3月18日

○愛媛県告示第 400 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5577番 3 から 同町岩城5571番 3 まで	平成20年 3月18日

○愛媛県告示第 401 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第59号 平成20年 3月 5日	伊予郡松前町大字昌農内字宮ノ角470番 1	西条市中野乙301番地 高 木 敏 弘 伊予郡松前町大字昌農内647番地 8 高 木 榮 見 子

○愛媛県告示第 402 号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、昭和56年 4 月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町役

場において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

（図面省略）

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成19年12月 3 日から平成20年 2 月24日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成20年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

機械加工

特級

受 検 番 号
C 1

半導体製品製造

特級

受 検 番 号
B 7

工場板金（機械板金作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

機械検査（機械検査作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	B 1	B 3	C 1

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 21
A 甲 23	A 甲 37	A 甲 40	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 44
A 甲 45	A 甲 47	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 51	A 甲 53
B 2	B 3	B 4	B 13	B 14	B 17
B 18	B 19	B 21	B 27	C 2	C 8
C 9	C 10	C 12	C 13	C 14	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 15	A 甲 17
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 27	A 甲 33	A 甲 34
A 甲 38	A 甲 39	A 甲 42	A 甲 44	A 甲 48	A 甲 55
A 甲 59	A 甲 60	A 甲 64	A 甲 65	A 甲 66	A 甲 68
A 甲 72	A 甲 73	A 甲 77	A 甲 84	A 甲 85	A 甲 86
A 甲 87	A 甲 90	A 甲 93	A 甲 96	A 甲 97	A 甲 98
A 甲 99	A 甲 100	A 甲 101	A 甲 102	A 甲 109	A 甲 116
A 甲 118	A 甲 120	A 甲 121	A 甲 122	A 甲 126	B 2
B 3	B 4	B 5	B 8	B 10	B 11
B 12	B 16	B 19	B 21	B 22	B 24
B 26	B 28	B 29	B 30	B 31	B 32
B 33	B 36	B 38	B 39	B 40	B 44
C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	C 12
C 13	C 14	C 17	C 18	C 19	C 23
C 29	C 30	C 31	C 33	C 34	C 35
C 39	C 41	C 43	C 44	C 45	C 46
C 49	C 52	C 53			

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 18	B 2
B 6	B 7	B 8	B 9	B 11	B 12
B 14	C 2				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	B 1
B 2	C 1	C 4	C 5	C 7	C 8
D 1					

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	B 1	C 1	C 3	C 13	C 15
C 18					

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	C 3	C 5	C 8	C 9
C 10					

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 3

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	A 甲 12	C 2	C 3	C 5	C 6

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 14	A 甲 15	C 3

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	B 2

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 C 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 6	A 甲 2 B 9	A 甲 5 C 1	B 2	B 4	B 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 4	A 甲 3 B 7	A 甲 6 B 8	A 甲 11 B 9	B 1 B 10	B 2

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 19 B 1	A 甲 7 A 甲 21 B 2	A 甲 11 A 甲 22 C 2	A 甲 12 A 甲 23 C 3	A 甲 13 A 甲 24	A 甲 18 A 甲 25

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 10
A 甲 13	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23
A 甲 24	B 2				

和裁（和服製作作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
C 1

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	B 1	B 2
C 1	C 2	C 3			

石材施工（石材加工作業）

1 級

受 検 番 号
C 4

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

菓子製造（洋菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 5	C 6	C 7

菓子製造（和菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	B 1

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	B 1	C 3	C 5

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

かわらぶき（かわらぶき作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	A 甲 10	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10
A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 22
A 甲 23	A 甲 24	C 2	C 3	C 4	

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 18	A 甲 21
B 1	B 3	C 2			

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 4

2 級

受 検 番 号
C 1

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 8	B 3	C 1	C 2	C 4
C 6	C 7				

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	A 甲 8	B 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1	D 1

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 1
C 2	C 3	C 4			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	D 1

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7

ガラス施工（ガラス工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

1 級

受 検 番 号
B 2

2 級

受 検 番 号
B 2

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 4	A 甲 7 B 7	A 甲 10 C 2	A 甲 15 C 4	A 甲 16	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 14	B 1	B 3	B 4	C 1

C 2

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	C 1

2級

受 検 番 号
A甲 1

金属材料試験（組織試験作業）

2級

受 検 番 号
B 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	A甲 7	B 1	B 3
C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 6
C 7	C 8	C 10	D 1	D 2	D 3
D 4					

2級

受 検 番 号
A甲 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 5	A甲 6	C 2

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 5